

学園では、入学後に家計急変のため就学が困難になった児童・生徒に対して、奨学金を支給する制度があります。申請は随時受け付けておりますが、6月に第1回の資格審査が行われます。申請には学校長の推薦が必要ですが、受給を希望する方は担任の先生にご相談ください。

奨学金基金の運営と奨学金の支給に関しては「学校法人開智学園育英奨学金運営規程」に定めていますが、以下にその概要を記します。

◇基金の設置

従来は、後援会の育英事業費によって奨学金を支給していましたが、平成21年度より学園として奨学金基金を設置しました。卒業生（積立金の残金）、在校生の保護者、教職員からの寄付を原資として、後援会と同窓会からも支援を受けています。

◇資格基準

- ・入学後に保護者の失職、死亡、離婚等により、従来の収入が途絶えたこと。
- ・高校生の場合は、「埼玉県高等学校等奨学金」または他の都道府県から同様の奨学金を申し込むこと。
- ・埼玉県の授業料軽減補助、または他の都道府県から同様の補助を受けていること。但し、在住する都道府県に補助制度がない場合は、埼玉県が授業料軽減補助の対象とする基準（生活保護世帯・家計急変世帯を含む）に該当していること。

◇奨学金の支給

- ・奨学金の額は、資格基準の度合いにより、以下の3通りがあります。

①学費負担額+20万円 ②授業料負担額+20万円 ③20万円

- ・この奨学金は、返還の必要がありません。